

○岡山市漁協合併促進事業補助金交付要綱

平成18年3月30日

市告示第347号

(趣旨)

第1条 水産業の振興を目的とし、漁協合併の促進を図るため、予算の範囲内において岡山市漁協合併促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この告示に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、岡山県漁協広域合併促進事業に認定された事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会等法人格を有し、かつ、漁業者の組織する団体
  - (2) 前号の団体が組織する協議会及び部会
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。
- (1) 市税を完納していない団体又はその団体が含まれる協議会及び部会
  - (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は、同一の補助事業者に対し、原則として年度内に1回とする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、岡山県漁業広域合併促進事業実施要領第3の表事業内容の欄に掲げる事業に要する経費とする。

(補助金額)

第7条 補助金額は、次の表の左欄に掲げる事業区分に応じ、同表中欄の補助率を乗じて得た額で、同表右欄の限度額を上限とする。

| 事業区分 | 補助率    | 限度額   |
|------|--------|-------|
| 合併前  | 4分の3以内 | 443万円 |
| 合併後  | 4分の3以内 | 225万円 |

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号のいずれかの書類とする。

- (1) 市税を完納していることを証明できる書類
- (2) 市税納付状況確認同意書(別記様式)

(交付決定前の着手)

第9条 補助金の交付決定前の事業着手は、事業の内容と実施時期を勘案して適当な場合は、これを認めるものとする。

(状況報告の免除)

第10条 規則第13条に規定する状況報告は、要しない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

別記様式(第8条関係)

市税納付状況確認同意書

年 月 日

岡山市長 様

補助金交付申請人  
住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

印

岡山市補助金等交付規則第5条第1項の規定に基づく補助金交付申請にあたり、下記のとおり市税納付状況の確認を受けることに同意します。また、市税に滞納がある場合、岡山市林業関係振興事業補助金交付要綱別表補助金の名称の欄に定める補助事業に係る補助金の交付決定を受けられないことについて、何らの異議も述べないことを誓約します。

| 補助年度   | 年度 | 補助金の名称 |     |  |
|--|----|--------|-----|--|
| 補助事業の目的及び内容                                    |    |        |     |  |
| 納付状況確認同意者<br>(上記同意内容及び誓約内容に異議なき場合は同意印欄に押印すること) | 住所 | 氏名     | 同意印 |  |
|  |    |        |     |  |
|  |    |        |     |  |
|  |    |        |     |  |
|  |    |        |     |  |
| ※担当課所見   |    |        |     |  |